

【通所介護】

(2023.6.1現在)

リハビリディサービス満月

基本利用料

	3時間以上4時間未満				
	単位数	利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
要介護1	368	3,845円	385円	769円	1154円
要介護2	421	4,399円	440円	880円	1320円
要介護3	477	4,984円	499円	997円	1496円
要介護4	530	5,538円	554円	1108円	1662円
要介護5	585	6,113円	612円	1223円	1834円

【加算】

	サービス利用料	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
入浴介助加算Ⅰ	418円	42円	84円	126円
入浴介助加算Ⅱ	574円	58円	115円	173円
個別機能訓練加算Ⅰイ	585円	59円	117円	176円
個別機能訓練加算Ⅰロ	888円	89円	178円	267円
個別機能訓練加算Ⅱ	209円	21円	42円	63円
科学的介護推進体制加算	418円	42円	84円	126円
口腔機能向上加算Ⅰ	1,567円	157円	314円	471円
口腔機能向上加算Ⅱ	1,672円	168円	335円	502円
送迎減算	-491円	-50円	-99円	-148円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の5.9%			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の1.0%			
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.1%			

・感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合は、基本利用料に3%を乗じた金額が加算されます。

・入浴介助加算Ⅰは、利用者の状況に応じた入浴サービスを実施した場合に算定します。

・入浴介助加算Ⅱは、利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等の介助によって入浴ができるようになることを目的とし、浴室環境の評価及び個別の入浴計画を作成の上、入浴介助を行った場合に算定します。

・個別機能訓練加算Ⅰイ・ロは、個々の利用者の状態に適切に対応する観点から、生活機能向上を目的とする個別機能訓練計画を作成するため利用者居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、当該計画に基づいた機能訓練を理学療法士等が行います。計画作成後は、3ヶ月ごとに1回以上、生活状況の確認のために利用者居宅を訪問します。1日につき算定します。

・個別機能訓練加算Ⅱは、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成、実施、評価、改善の一連のサイクルにより、サービスの質の管理を行った場合に1月につき算定します。

・科学的介護推進体制加算は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する(Plan)し、サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施(Do)、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行い(Check)、検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努めた(Action)場合に1月につき算定します。

・口腔機能向上加算Ⅰは、言語聴覚士等が、利用者ごとの個別の口腔機能改善管理指導計画を作成の上、サービスを行った場合に1月に2回を上限として算定します。

・口腔機能向上加算Ⅱは、サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成(Plan)、当該計画に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(P D C Aサイクル)により、サービスの質の管理を行った場合に1月に2回を上限として算定します。

・送迎減算は、送迎を実施しなかった場合、片道につき減算します。

・介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は、介護職員の賃金改善に充てる加算となります。

* 上記の料金は、1日の目安となっております。1ヶ月で算定した場合、端数処理の関係で若干の誤差が生じる場合があります。

* 要介護認定を受けておられない場合は、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。お支払い後、サービス提供証明書を交付しますので、要介護の認定を受けた後、サービス提供証明書と領収証を添えて市町村(保険者)に申請いただくことで、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)自立と認定された場合は、全額自己負担となります。また、保険料滞納等により法定代理受領とならない場合も、償還払いとなります。

【介護予防通所介護相当サービス利用料金】

(2023.6.1現在) リハビリティサービス満月

1月につき算定		基本利用料	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
通所型サービス費	事業対象者、要支援1・2の者でケアプランにおいて週1回程度の利用とされている場合の1月の中で4回までのサービスを行った場合	4,012円	402円	803円	1204円
	事業対象者、要支援1・2の者でケアプランにおいて週1回程度の利用とされている場合の1月の中で5回目のサービスを行った場合	1,421円	143円	285円	427円
	要支援2の者でケアプランにおいて週2回程度の利用とされている場合の1月の中で8回までのサービスを行った場合	4,127円	413円	826円	1239円
	要支援2の者でケアプランにおいて週2回程度の利用とされている場合の1月の中で9回目のサービスを行った場合	1,682円	169円	337円	505円
	要支援2の者でケアプランにおいて週2回程度の利用とされている場合の1月の中で10回目のサービスを行った場合	1,118円	112円	224円	336円

【加算項目】

	サービス利用料	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
運動器機能向上加算	2,351円	236円	471円	706円
科学的介護推進体制加算	418円	42円	84円	126円
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1,567円	157円	314円	471円
口腔機能向上加算(Ⅱ)	1,672円	168円	335円	502円
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	5,016円	502円	1004円	1505円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の5.9%			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の1.0%			
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.1%			

・運動器機能向上加算は、利用者の運動器の機能向上を目的として、心身の状態の維持向上に資する機能訓練を個別に実施した場合に算定します。

・科学的介護推進体制加算は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する(Plan)し、サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施(Do)、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行い(Check)、検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努めた(Action)場合に1月につき算定します。

・口腔機能向上加算は、言語聴覚士等が、利用者ごとの個別の口腔機能改善管理指導計画を作成の上、サービスを行った場合に1回を上限として算定します。

・選択的サービス複数実施加算は、運動器機能向上サービス、口腔機能向上サービスを組み合わせて実施することにより算定されます。

・選択的サービス複数実施加算は、運動器機能向上サービス、口腔機能向上サービスを組み合わせて実施することにより算定されます。

※ 要支援認定を受けておられない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。お支払い後、サービス提供証明書を交付しますので、要支援の認定を受けた後、サービス提供証明書と領収証を添えて市町村(保険者)に申請いただくことで、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)自立と認定された場合(事業対象者となった場合を除く)は、全額自己負担となります。また、保険料滞納等により法定代理受領とならない場合も、償還払いとなります。

※ 提供するサービスが法定代理受領サービスである場合、利用者負担の割合については介護保険負担割合証に記載された割合となります。